

2024. 2. 9

公立大学法人大阪

理事長 福島 伸一 様

大阪府大学教職員組合

中央執行委員長 岩村 幸治



大阪府大学教職員組合 2023 年度要求書

貴職におかれましては、日頃より教職員の労働条件及び職場環境の改善にご尽力いただきありがとうございます。

さて、大阪府大学教職員組合ではアンケート調査を実施し教職員の切実な要求を取りまとめました。この度、これまでの継続協議となっているものを含め、「2023 年度要求書」として提出いたします。

重点要求ならびに諸要求の早期実現について、誠意をもってご努力いただきますようよろしくお願いたします。

なお、要求書については 2024 年 3 月 29 日までにご回答いただきますようよろしくお願いたします。

2023年度重点要求

1. 公立大学法人大阪の組織体制、運営方針、勤務労働条件並びに、大阪公立大学の教育研究目標、将来計画、学舎整備計画などの情報を具体的に全教職員に積極的に周知すること。
2. 学長を理事長と別に任命する本学において、法人本部と大学の業務分担を見直し、適切な管理運営体制を構築すること。また、各キャンパス間の業務の一元化を図るとともに、教職員の業務内容や業務量を精査して業務の効率化・簡素化を進め、恒常的に長時間労働が発生している職場に人材を増員して過重労働を解消すること。さらに、学生への教育の質を保障するために教員の退職補充を速やかに行い、教員を増員すること。
3. 旧大阪市立大学との勤務労働条件の均衡を考慮し、勤務労働条件の格差を直ちに無くすこと。また、大阪府・市に準拠することなく、法人独自の給与制度を確立し、教職員の給与を職務に見合うよう増額すること。
4. パートタイム・有期雇用労働法を遵守して、非正規職員と正規職員との不合理な待遇差を改善すること。喫緊の課題として、勤勉手当・退職手当を職務限定職員および非正規職員に支給すること。また、非正規職員から正規職員への転換を積極的に進めるとともに、業務の専門性を認め、法人で継続的な業務に就いている非正規職員については無期雇用に転換するなど、勤務労働条件の改善に努めること。
5. 職員の定年年齢を速やかに65歳に延長すること。また、定年後再雇用とする際には、業務内容に従い適切な給与とするとともに、定年延長の勤務労働条件との均衡を図ること。
6. 建物、設備を法令・規格等に適合した状態で維持すること。また、既存不適格となっているものについても、現行の基準に適合するよう改修に努めること。さらに、耐震化だけでなく、SDGs、防災防犯対策にも主眼を置いたキャンパスプランを策定し、その実現に向け一刻も早く着手すること。

民主的な大学改革に関する要求

A) 民主的な大学運営(全3項目)

- 1) 大学運営にあたっては、憲法の理念及び教育基本法、学校教育法等関連法令および諸規則を遵守し、大学の自治の理念に基づいて教授会を活用し、その議論を尊重すること。また、大学運営は教育研究会議による審議決定に基づいて行い、すべての議事を教職員に公開すること。
- 2) 研究科・学部等の再編および建物の移転等については、教員の身分と教育研究を保障し、教育研究環境を充実すること。また、教職員の身分、教育研究・労働条件に係る事項については、関連労働法を遵守し、労働組合と必ず協議するとともに、個別の事項については当該教職員の意見を尊重する制度を整備すること。
- 3) 大学の全構成員の意思を公平に反映する民主的な理事長・学長選考制度及びリコール制度の規程を整備すること。

B) 中期計画について(全3項目)

- 1) 運営費交付金の予算要求の算定根拠を大学が自ら提示し、運営費交付金の削減を見直し、少なくとも基準財政需要額に見合う程度に増額するよう大阪府及び大阪市と交渉すること。
- 2) 教育研究環境を改善・充実するため、教職員の増員を中期計画に明示すること。
- 3) 学舎や設備は安全性や環境性能の確保の点から不十分である。更新計画を明示し、順次確実に実施すること。

C) 教職員の給与等の改善(全5項目)

- 1) 教育研究支援に関わる技術職員の待遇を国立大学技術職員並みに引き上げること。
- 2) 授業担当コマ数の標準化をはかるとともに、負担が大きな教員に増担当及び夜間授業手当を導入すること。
- 3) 助教に教育職2級給料表を適用するとともに、大学院担当調整額を増額すること。
- 4) 講師の位置づけを明確にし、職務実態に合わせて教育職3級給料表を適用すること。
- 5) 非常勤職員の最低賃金を時間給1,500円に改善すること。また、昇給、退職手当及び勤務評価に対応した勤勉手当の制度を整備すること。

D) 教職員の福利厚生等の改善(全3項目)

- 1) 実効性のある教職員の年次有給休暇取得推進のための具体的な施策を講じること。
- 2) 省エネ対策として夏期休業を改善し制度化するとともに、冬期特別休暇を導入すること。
- 3) 非常勤職員を含め、すべての教職員が受診できる健康診断の項目を拡充すること。

E) 教員の待遇改善(全8項目)

- 1) 非常勤講師を活用して教員の過重な負担を解消すること。
- 2) 学年暦の見直しについては、現場の教職員や学生の意見を反映すること。教務日程の策定については学則を重視し無理な日程とならないよう現場の教職員や学生と十分調整すること。
- 3) 教員のキャリアパスを明確にするとともに教員の昇任に係る評価基準を明示すること。また、任期制教員は公正公平に評価し、希望に基づき無期雇用すること。
- 4) サバティカル取得のための代替教員等の制度整備を行うこと。
- 5) 教員の業績評価については、評価の基準を明示する、職場環境の改善に繋げるなど、教員の意見を十分に反映した制度とすること。また、拙速な処遇への反映は行わないこと。
- 6) 教育・研究に加えて診療業務が加わる獣医臨床センター教員の処遇を改善すること。

- 7) 獣医臨床センターに試行導入された宿直制度を適正に運用して長時間深夜勤務の削減に努めること。
- 8) 特任教員の配置、選考、採用等については、組合との協議を踏まえ、適正に行うこと。

F) 職員の待遇改善(全5項目)

- 1) 時間外勤務の多い職場については、その原因を精査し、業務の見直しと人的な支援を行うこと。また、時間外勤務の縮減に努め、サービス残業を解消すること。
- 2) 新人事評価制度の評価結果を賃金に反映しないこと。また、勤勉手当の算出基礎からの扶養手当除外を撤回すること。
- 3) 教育研究技術の承継に必要な技術系職員を正規職員で採用すること。
- 4) 生産技術センター及びフィールドについては、教育研究施設として質の高い教育研究ができるよう組織管理体制、設備を見直すこと。さらに老朽化した機器、設備の更新を行うこと。
- 5) 教育研究に対してさらに質の高い支援が可能な図書館となるよう、職場の意見を反映し、適切に正規職員の配置を行うこと。

G) 非常勤職員の待遇改善(全4項目)

- 1) 職務限定職員及び正規職員への内部登用を積極的に行うこと。
- 2) パートタイム・有期雇用労働法14条を遵守して、非常勤職員の雇い入れおよび契約更新時に常勤職員と待遇差について十分に説明するとともに、同法8条から13条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関し、それらの措置の内容について説明すること。
- 3) 夏期一斉休業に夏期特別休暇等を充てることなく有給保障をすること。
- 4) 採用時及び定期的な非常勤職員への研修の機会を増やすこと。

教育研究環境の改善要求

H) 教育研究環境について(全3項目)

- 1) 基盤研究費の減額を撤回するとともに、物価高に見合うよう増額すること。また、理系文系の区分を撤廃し、理系の水準に一本化すること。
- 2) 教育の充実に向けて基盤教育費を増額し、担当教員に適正に配分すること。
- 3) 羽曳野キャンパスについては照明設備の改修を行い、教育研究環境を整えること。また、研究室ごとに空調設備を個別制御できるようにすること。

I) 事務組織体制について(全4項目)

- 1) 大阪公立大学の業務移行にあたっては、業務内容を精査し効率化・簡素化を進めるとともに業務量に見合う人員を確保し過重労働が生じないようにすること。
- 2) 教員との連携や学生への便宜を考え、部局支援室の職員に負担のないよう業務を見直すこと。
- 3) 業務システムについて、効率的で使いやすいシステムとなるよう教職員の意見を十分に反映したシステムに改善し、教職員の業務量を軽減し、ペーパーレス化を進めること。
- 4) システムの移行や変更にとまなう教職員の問い合わせに十分に対応できるように、ヘルプデスク・サポートデスク等の業務を拡充し、問い合わせに対しては迅速、且つ丁寧に対応すること。

J) 教員の研究時間を確保するための教職員の連携体制等について(全4項目)

- 1) 教員と職員との連携・協力体制の構築のために教員と職員の業務分担を明確にすること。

2) 教育研究の支援体制の充実について

- ①文系、理系を問わず各分野に配置する教育研究支援職員を増員すること。
 - ②各部局の支援室（事務室）の職員配置については、十分な正職員を配置すること。
 - ③支援室や各分野事務の事務、業務内容を見直し、また非常勤職員の効率的な活用ができる体制とすること。
 - ④FD や JABEE 関連資料の作成及び保管については、教員個人に負担がかかることのないように人的及び財政的な支援を行うこと。
 - ⑤高度な専門知識を要する大型機器の保守・管理等を担当する技術職員を配置すること。
- 3) 非常勤講師に係る業務については、特定の教職員に負担となることなく大学として対応できる体制を整えること。
- 4) ハラスメント相談員については、教職員に担当させることなく、外部の有識者を含め専門の担当者を専任で充てること。

K) 学内施設等の改善(全7項目)

- 1) 建物の改修にあたっては関係教員と十分な調整を行うこと。また、部局の分散化を解消し、耐震調査から除外された老朽施設の建て替えを進めること。
- 2) 学舎等の維持管理及び危険な箇所への補修について
 - ①換気及び空調、電気、給排水、防火・消防設備などの設備
 - ②局所排気装置（ドラフトチャンバー）、排ガス・排水処理装置、高圧ガス用安全キャビネットなどの教職員・学生の安全と健康及び環境を守る設備
 - ③耐震性能（落下物による危険の除去を含む。）を重点的に法令・規格等に適合した状態で維持すること。また、既存不適格となっているものについても、現行の基準に適合するよう改修すること。さらに、教育研究施設として、法令を上回る安全対策、改修、改善に努めること。
- 3) 教育設備等の改善について
 - ①学部（学域）の学生用の実験室を改善すること。
 - ②教室のプロジェクターやオーディオ機器などの更新とさらなる充実を行うこと。
 - ③非常勤講師室等を整備すること。
 - ④教育研究を推進するため全学共用可能な利用機器、大型機械の導入と老朽化している機器、機械の更新を計画的に進めること。
 - ⑤教育環境の充実のために、講義室や演習室を十分に確保すること。また、講義室等の管理をシステム等で一元化すること。
 - ⑥教室の無線 LAN 環境については、使用状況を考慮して設備の充実に取り組むこと。
- 4) バリアフリー化を推進すること。
 - ①駐車スペースを拡充するとともに屋根付きにすること。
 - ②学舎内の渡り廊下部分にアーケードを設置すること。
- 5) 学内の安全確保について
 - ①夜間の安全確保のため、街灯の整備を進めること。（中百舌鳥門通り、学舎の周囲等）
 - ②安全マップを作成すること。特に交通事故、侵入、盗難等の事件発生箇所を明示すること。
 - ③工事車両等を含め、車両規制や適切な交通規制による交通安全を推進すること。
 - ④屋根付き歩道や駐輪場を整備し、駐輪場については教職員用のスペースを確保すること。
 - ⑤道路の補修（特に西門筋、学館前通り、A9 棟付近、教育研究フィールド付近）を直ちに行うこと。
 - ⑥西門付近の自転車・バイク専用通路を拡張すること。また、二輪車専用門付近の見通しをよくすること。さらに、第2ゲート付近の自転車と歩行者の安全が確保できるような

対策を講じること。

⑦A4 棟から A8 棟の南西側通路（「府大池筋」）を自動車が行き違うことができるように拡幅すること。

6) 教職員の福利厚生の充実について

①羽曳野キャンパス内に保育所を整備すること。

②健康管理センターに学内診療所を設けること。

③女性教職員のための更衣室、休憩室を整備すること。（特にりんくうキャンパス）

④上水道の補修整備及び浄水器、給湯器を設置すること。

⑤各建物に労働安全衛生関係法令で定められた臥床することのできる休養室又は休養所 男性用と女性用に区別して設けること。

⑥食堂等の福利厚生施設を教職員・学生の人数に対応できるように充実させること。

7) 事務職場環境の改善

①収納性能の高い机やファイルケースなどを導入し、特に書類の保管についてはできる限り職場内に整備すること。また、机や椅子の不具合について調査して、身体に負担のないよう改善すること。

②厚生労働省 VDT 作業ガイドラインに合わせた OA 機器対応の職場環境整備を図ること。

労使関係に関する要求

L) 労使関係改善

1) 関連法規及び法人と府大教が締結している労働協約を遵守すること。

以上